別表十（五）　記載要領

1　この表のⅠ及びⅡは、青色申告書を提出する法人で海上運送法（昭和24年法律第187号）第34条第２項第３号（基本方針）に規定する船舶運航事業者等（以下この号において「船舶運航事業者等」という。）に該当するものが租税特別措置法第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが租税特別措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）若しくは平成25年旧措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　「(⑹×$\frac{1}{100}$×120円)又は(⑹×$\frac{1}{100}$×180円)　⑺」、「(⑻×$\frac{1}{100}$×90円)又は(⑻×$\frac{1}{100}$×135円)　⑼」、「(⑽×$\frac{1}{100}$×60円)又は(⑽×$\frac{1}{100}$×90円)　⑾」及び「(⑿×$\frac{1}{100}$×30円)又は(⑿×$\frac{1}{100}$×45円)　⒀」の各欄は、当該事業年度又は連結事業年度において海上運送法第38条（課税の特例）に規定する対外船舶運航事業等（次号において「対外船舶運航事業等」という。）の用に供した船舶が、同条に規定する日本船舶である場合にはそれぞれ「(⑹×$\frac{1}{100}$×120円)」、「(⑻×$\frac{1}{100}$×90円)」、「(⑽×$\frac{1}{100}$×60円)」及び「(⑿×$\frac{1}{100}$×30円)」を適用して計算した金額を、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成20年国土交通省令第67号）第12条第４項（報告等）に規定する特定準日本船舶（次号において「特定準日本船舶」という。）である場合にはそれぞれ「(⑹×$\frac{1}{100}$×180円)」、「(⑻×$\frac{1}{100}$×135円)」、「(⑽×$\frac{1}{100}$×90円)」及び「(⑿×$\frac{1}{100}$×45円)」を適用して計算した金額を記載すること。

3　「日本船舶の稼働日数　⒃」の欄には、当該事業年度又は連結事業年度において対外船舶運航事業等の用に供した船舶が特定準日本船舶である場合には、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第12条第４項に規定する確認証に記載された当該特定準日本船舶に係る同項第３号に掲げる期間の日数を記載すること。

別表十㈤付表１の記載要領第１号中「営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成25年旧措置法」という。）第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」を、「連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」の次に「若しくは平成25年旧措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」を加える。

別表十㈤付表１１の記載要領中「営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」の次に「若しくは所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第５号）第８条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「平成25年旧措置法」という。）第59条の２（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」を、「連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」の次に「若しくは平成25年旧措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例)」を加える。

別表十㈦の表を次のように改める。